

山口県報

平成19年
2月20日
(火曜日)

目次

告示	一
瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課)	二
指定施業要件の変更予定保安林(山口市)(森林整備課)	三
漁船損害等補償法の規定に基づく届出事項(水産振興課)	三
漁業災害補償法第百八条第二項の規定による同意(水産振興課)	三
公告	四
土地改良事業施行協議に係る決定(農村整備課)	四
土地改良事業計画変更の協議に係る決定(農村整備課)	四
一般競争入札の実施(技術管理課)	四
開発行為に関する工事の完了(建築指導課)	五
選管告示	六
政治団体の名称等	六
政治団体の異動事項	六
解散等に係る政治団体の名称等	七
資金管理団体の名称等	七
資金管理団体の異動事項	七
政治資金規正法第十九条第三項第二号に該当する旨の届出があつた資金管理団体の名称等	七
雑報	八
県報の正誤(平成十三年二月九日山口県選挙管理委員会告示第七号)	八

山口県告示第七十九号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があつたので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面は、平成十九年二月二十日から同年三月十二日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び宇部市環境部環境共生課において公衆の縦覧に供する。

平成十九年二月二十日

山口県知事 二井 関成

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 協和醸酵工業株式会社
住 所 東京都千代田区大手町一丁目六番一号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 協和醸酵工業株式会社宇部工場
所在地 宇部市大字藤曲二五四八番地
- 三 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構 造			使用の方法	
	能 (kg/日)	工事着手 予 定 年 月 日	工事完成 予 定 年 月 日	使用開始 予 定 年 月 日	使用時間 隔 間 時 日 当 た りの 使用 間 隔 時 間 変 動 概 要
四七一口	五	平成一九 三、一五	平成一九 三、二〇	平成一九 三、二二	連 続 一 八 時 間 変 動 な し

備考 「四七一口」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第四十七号の医薬品製造業の用に供するろ過施設をいう。

(一) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m ³)
	通 常 最 大	通 常 最 大	
四七一口	七	八・六	〇・三
	七	一〇	〇・五
	五	二〇	〇・二
	九	〇・二	〇・五
	二	〇・七	一・九
	〇・七	五	〇・四
	〇・七	〇・一五	七、六〇〇
	二	〇・七	六九、八三五
	〇・七	一・九	六九、八八五
	七、六〇〇	三七、六〇〇	

四 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

No. 2 排水口	No. 1 排水口	排 出 水 の 汚 染 状 態 の 値		排 出 水 の 一 日 当 た り の 量 (m ³)
		通 常 最 大	通 常 最 大	
八・五	七	九・六	九・五	七、六〇〇
		五	一九・九	六九、八三五
		三〇	三三	六九、八八五
		八	二〇	
		"	二五	
		検出せず	二	
		〇・七	二四	
		五	三八	
		〇・一五	〇・七	
		〇・四	一・九	
		七、六〇〇	三七、六〇〇	

山口県告示第八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から保安林の指定施業要件を次のように変更する予定である旨の通知があった。

平成十九年二月二十日

山口県知事 二井 関 成

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

山口市徳地引谷字五丁引一三二、字向松原一四四の一、字小ツラ二四八、字大ツラ二四九、字廻り山東平二六二、字廻り山西平二六二の一（次の図に示す部分に限る。）、二六二の三、字高河内二六三の一、二六三の二、字大埜二九一の一・二九一の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、二九一の五、二九一の七、二九一の八、字荒谷八六一の一、字大谷九二二、字白石一〇二七の一、一〇二七の七（次の図に示す部分に限る。）、字大田山一〇八二、徳地八坂字横瀬四八一の一、字柳瀬本浴五四四の一、徳地柚木字佐太郎六一の一・六二の一七（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字川上東平一三三八の一、徳地鯖河内字カマトメ六

二

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、山口市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (一) 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び山口市経済部林務水産課に備え置いて縦覧に供する。
 - (二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

七四の一・字長者力原六七四の二・六七四の五（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、字中谷原六七四の三、六七四の四、六七四の一（次の図に示す部分に限る。）、字草ヶ谷七八六、字藤こうとう七九〇の二、徳地三谷字足谷日平六三二の二、字大羽高新高山九二九の二、九三〇の二、九三〇の三、字大羽高日平九三二の二、字大葉二二八七の一、二二八七の二

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
 山口市徳地八坂字柳瀬真谷五四五の一、五四五の二四、徳地引谷字栗ノ木右ノ浴五七六の六

二 保安林として指定された目的
 土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることが出来る立木は、山口市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び山口市経済部林務水産課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第八十一号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百二十二条第一項の規定による同意を求めため、次の一のとおり事前届出があつた。

当該届出に係る指定漁船調書は、次の二により縦覧に供する。

平成十九年二月二十日

山口県知事 二井 関 成

一 届出事項

加入区 住 発 起 所 人 氏 名

漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合

田布施加入 熊毛郡田布施町大字麻郷三六五一の 西原 清 山口県漁業協同組合

三 " " " 三七八三の 前野 嘉

二 指定漁船調書の縦覧

加入区 縦 覧 期 間 縦 覧 場 所

田布施加入 平成十九年二月二十日から同年三月六日まで 山口県漁業協同組合

山口県告示第八十二号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第五十八号。以下「法」という。)第八十条第五項において準用する法第五十五条の二第三項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分について法第八十条第二項の規定による同意があつたと認めた。

平成十九年二月二十日

山口県知事 二井 関 成

区	域	区	分
江崎区域	大井浦区域	総トン数十トン未満の漁船により行う漁業のうち、主としてまき網を使用して営む漁業以外の漁業	法第八十条第二号に掲げる漁業
宇津区域	見島区域	"	"
大島区域	下関区域	総トン数十トン未満の漁船を使用して営む漁業	総トン数十トン未満の漁船により行う漁業のうち、主としてまき網を使用して営む漁業以外の漁業
秋穂区域	野島区域	総トン数十トン未満の漁船により行う漁業のうち、主として底びき網を使用して営む漁業以外の漁業	総トン数十トン未満の漁船により、主として底びき網を使用して営む漁業
徳山大津島区域	光区域	主として底びき網を使用して営む漁業	主として底びき網又は船びき網を使用して営む漁業以外の漁業
"	"	主として底びき網又は船びき網を使用して営む漁業	主として底びき網又は船びき網を使用して営む漁業以外の漁業



(八一) 市町が行う土地改良事業の施行の協議に係る決定

次の市町が行う土地改良事業の施行の協議は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、適当であると決定したので、同法第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、その決定に係る土地改良事業計画書及び条例の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成十九年二月二十日

山口県知事 二井 関 成

一 事業の内容

市町名

施行地区

事業の種類

長門市

大堤地区

かんがい排水

二 縦覧の期間

平成十九年二月二十一日から同年三月十二日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(八二) 市町が行う土地改良事業の計画の変更の協議に係る決定

次の市町が行う土地改良事業の計画の変更の協議は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、適当であると決定したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により、その決定に係る変更された土地改良事業計画書及び条例の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成十九年二月二十日

山口県知事 二井 関 成

一 事業の内容

市町名

施行地区

事業の種類

長門市

上げ地区

ため池の整備

二 縦覧の期間

平成十九年二月二十一日から同年三月十二日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(八三) 一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成十九年二月二十日

山口県知事 二井 関 成

一 入札に付する事項

次に掲げる物品の借入れ

(一) 物品の名称及び数量

土木事業管理システム用機器 一式

(二) 物品の特質等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 使用期間

平成十九年六月一日から平成二十四年五月三十一日までの間

(四) 使用場所

山口県地域振興部情報企画課電子計算機室及び山口県土木建築部技術管理課

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四第一項に規定する者でないこと。

(二) 地方自治法施行令第六百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（平成十七年山口県告示第三百七十六号）又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する

物品等の種類等に関する告示(平成十九年山口県告示第五十五号)に基づく資格審査において、パソコン・ネットワーク機器類について物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ、借入れ及び売払いの特Aの等級に格付されている者であること。

三 契約条項を示す場所
山口市滝町一番一号 山口県土木建築部技術管理課

四 入札説明書及び仕様書の交付
山口県土木建築部技術管理課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限
(一) 記載方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所
山口県土木建築部技術管理課

(三) 受領期限
平成十九年四月五日午後五時(入札書を持参する場合は、平成十九年四月六日午前十時)

六 入札を執行する場所及び日時
(一) 場所
山口市滝町一番一号 山口県土木建築部入札室

(二) 日時
平成十九年四月六日午前十時

七 入札保証金
免除する。

八 無効入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法
山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)(第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

(一) 契約担当者
山口県知事 二井 関成

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否
要

(四) 契約保証金
免除する。

(五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、山口県出納局物品管理課に申請書を提出すること。

(六) 詳細については、山口県土木建築部技術管理課(電話〇八三一九三三三二六二三)に問い合わせること。

十一 Summary

(1) Division in charge of the contract: Technical Management Division, Public Works and Construction Department, Yamaguchi Prefectural Government

(2) Nature and quantity of the products to be leased: A set of public works management system machinery

(3) Use term: From June 1, 2007 to May 31, 2012

(4) Use place: Computer Office, Information Technology Planning Division, Regional Promotion Department and Technical Management Division, Public Works and Construction Department, Yamaguchi Prefectural Government

(5) Division in charge of procurement and contact point for the notice: Technical Management Division, Public Works and Construction Department, Yamaguchi Prefectural Government (TEL 083-933-3623)

(6) Time-limit for tender: 5:00 P.M., April 5, 2007
(In case of bringing a tender: 10:00 A.M., April 6, 2007)

(八四) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成十九年二月二十日

山口県知事 二井 関 成

- 一 開発区域に含まれる地域の名称
山陽小野田市大字西高泊字ワカリ
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
山陽小野田市大字西高泊七〇一番地の二二
有限会社中和建設



山口県選挙管理委員会告示第十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定による届出があつた政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成十九年二月二十日

山口県選挙管理委員会 関 田 勉 同

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	その他の事項	考 査 出 日 (年 月 日)
あきむらまさこ後援会	榑村 讓	秋本 謙三	宇部市常盤町2丁目1番37号		平成19、1、9
唐津正一後援会	中村 栄	花村 太郎	〃 〃 居能町3丁目9番10号		〃 〃 16
高木法生後援会	杉村 龍二	岡村 幸輔	美祿郡美東町大字大田4116		〃 〃 4
中嶋光雄後援会	中嶋 光雄	吉村 之男	山陽小野田市大字山川675		〃 〃 19

山口県選挙管理委員会告示第十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による届出があつた政治団体の異動事項は、次のとおりである。

平成十九年二月二十日

山口県選挙管理委員会 関 田 勉 同

政治団体の名称	異動事項	異 動 内 容		考 査 出 日 (年 月 日)
		新	旧	
自由民主党下松支部	代表者	守田 宗治	橋本 憲二	平成19、1、15
	会計責任者	九内 庸志	菅野 一彦	
	事務所	下松市桜町1丁目19番15号	下松市栗柳2丁目4番16号	
自由民主党福栄支部	代表者	柴田 保央	原 光孝	〃 〃 29
	会計責任者	藤田 路乃	柴田 保央	
	事務所	萩市大字福井下835の2	萩市大字紫福319	
自由民主党田宇支部	代表者	中植 勇	楳本 利光	平成18、12、26
梶山きみのり後援会	〃	斎木 秀彦	住澤 孝彦	平成19、〃 〃 〃
神本康雄後援会	事務所	周南市梅園町2丁目3	周南市大字夜市783	〃 〃 4
木村健一朗後援会	〃	〃 1丁目6	〃 岐南町8番31号	〃 〃 16
黒田壇豊後援会	代表者	蔵谷 鐵	田中 哲郎	〃 〃 31
小中進後援会	〃	瀧木 清司	吉牟田 勲	〃 〃 26
全国LPカ又政治連盟山口県支部	〃	品川 邦彦	小笠原幹夫	〃 〃 24
中尾雄後援会	事務所	山口市阿知須4493	吉敷郡阿知須町4493	〃 〃 17
藤井律子後援会	〃	周南市秋月1丁目3番29号	周南市月丘町4丁目7	〃 〃 31
藤生通陽後援会	〃	山口市小郡下郷2227	山口市秋穂東3266	〃 〃 25
防府民社協会	〃	防府市警固町1丁目1番32号	防府市警固町1丁目1番30号	〃 〃 15
松田弾六後援会	〃	下関市菊川町大字吉賀2438	豊浦郡菊川町大字吉賀2438	〃 〃 〃

みと充後援会	代表者	吉森 忠彦	渡辺 浩策	"	10
安永としお後援会	会計責任者	山元 義国	西田 正美	"	4
山口県社会保険労務士政治連盟	"	椋 正臣	岸田 浩三	"	22
よしき晶彦後援会	代表者	吉敷 晶彦	伊藤 憲夫	"	29
吉田輝雄後援会	事務所	岩国市周東町 下久原1445	玖珂郡周東町 大字下久原 1445	"	17

山口県選挙管理委員会告示第十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による届出があつた解散等に係る政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成十九年二月二十日

山口県選挙管理委員会 委員長 櫻田 隆 同

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日
明るくあたにかい小野田をつくる会	竹森 賢次	広瀬 恵子	山陽小野田市叶松2丁目5番1号	平成18、12、28
秋山時次郎後援会	秋山時次郎	秋山美佐子	美祢市大領町東分1273の1	" " 25
上野正昭後援会	上野 正昭	武田 正美	山陽小野田市大字厚狭28の1	" " 26
大野新後援会	永久 順一	大野 美子	美祢郡美東町大字綾木4248	" " 20
岡村基一郎後援会	上田 一字	有富 博徳	山口市小郡下郷2244の1	" " 31
芝田總繁後援会	芝田 總繁	三山 貞男	下関市豊浦町大字川棚7838の1	平成19、1、17
藤井盛男後援会	武波 貞義	藤井 豊秋	山口市朝田1762	平成18、5、1

山口県選挙管理委員会告示第十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定による届出があつた資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

平成十九年二月二十日

山口県選挙管理委員会 委員長 櫻田 隆 同

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体		代表者の氏名	備出年月日
		名称	主たる事務所の所在地		
中嶋 光雄	山口県議会議員	中嶋光雄後援会	山陽小野田市大字山川1675	中嶋 光雄	平成19、1、19
吉敷 晶彦	"	よしき晶彦後援会	岩国市岩国2丁目16番7号	吉敷 晶彦	" " 29

山口県選挙管理委員会告示第十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による届出があつた資金管理団体の異動事項は、次のとおりである。

平成十九年二月二十日

山口県選挙管理委員会 委員長 櫻田 隆 同

資金管理団体の届出事項を異動させた者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	異動内容		備出年月日
				新	旧	
藤生 通陽	山口県議会議員	藤生通陽後援会	事務所	山口市小郡下郷2227	山口市秋穂東3266	平成19、1、25

山口県選挙管理委員会告示第十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による届出があつた同項第二号に該当する資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

平成十九年二月二十日

山口県選挙管理委員会 委員長 櫻田 隆 同

平成十九年二月二十日印刷
 平成十九年二月二十日発行

発行所

山口県知事庁

定価一箇月 金二千七百円(送料共)

退出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体		備考 (資金管理団体でなくなた旨)
		名	称	
秋山時次郎	美祢市議会議員	美祢市大嶺町東分1273の1	秋山時次郎	平成18、12、27
芝田 總繁	下関市議会議員	下関市豊浦町大字川棚7838の1	芝田 總繁	平成19、1、17



正誤

平成十三年二月九日山口県選挙管理委員会告示第七号(政治団体の異動事項)

ページ	段	箇所	誤	正
一九	上	表中	・国長 格番	○国長 格番